

第6節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(令和2年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		239	247	39	48	72	59	704
聴覚平衡機能障害		47	142	93	150	10	249	691
音声・言語・そしゃく機能障害		0	9	61	35			105
肢体不自由		673	875	627	908	490	243	3,816
内部障害	心臓	832	18	295	313			1,458
	じん臓	511	2	6	1			520
	呼吸器	38	0	44	20			102
	ぼうこう・直腸	2	1	13	286			302
	小腸	0	0	1	0			1
	免疫	5	3	2	1			11
	肝臓	9	1	2	1			13
小計		1,397	25	363	622			2,407
合計		2,356	1,298	1,183	1,763	572	551	7,723

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分		年度			
		H28	H29	H30	R1
視覚障害		751	735	722	704
聴覚平衡機能障害		652	655	671	691
音声・言語・そしゃく機能障害		104	104	105	105
肢体不自由		3,925	3,913	3,895	3,816
内部障害	心臓	1,477	1,480	1,477	1,458
	じん臓	480	496	515	520
	呼吸器	98	96	97	102
	ぼうこう・直腸	259	266	295	302
	小腸	3	2	2	1
	免疫	11	11	11	11
	肝臓	14	14	16	13

	小計	2,342	2,365	2,413	2,407
	合計	7,774	7,772	7,806	7,723

(2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	負担割合	—
-------	--------------------	------	---

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

<実績>

(各年度末現在)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
A（最重度・重度）	654	659	666	676	680
B（中度・軽度）	647	673	707	747	772
計	1,301	1,332	1,373	1,423	1,452

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	負担割合	—
-------	---------------------	------	---

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

①精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(累計)

等級 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
1 級	138	152	153	164	180
2 級	761	806	862	914	958
3 級	215	239	264	290	315
計	1,114	1,197	1,279	1,368	1,453

※改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、性別区分が撤廃された。(平成26年4月1日施行)

②精神通院医療公費負担利用者数

(各年度末現在)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	2,567	2,625	2,680	2,691	2,746

(4)福祉の制度一覧表(1)

障害等の種別	制度 等級	公共料金などの割引・助成								税金			日常生活の援助				
		タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 (軽) 自動車税免除	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
		福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
音声言語 そしゃく	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
肢体不自由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
内部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
知的障害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○		
精神	1		△	△	△	△	△	△	○		○	○		△	○		
	2		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
	3		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
難病														○	△	△	

○…… 対象 △…… 状況により対象

福祉の制度一覧表(2)

障害等の種別 等級	制度	サービス		社会参加			手当・年金等					医療の給付・助成						
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療
														更生医療	精神通院医療	育成医療		
視覚	1	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△					△					△		△	△	△	
	4	△	△										△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
音声言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△		△	
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△	△		△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△	△							△		△		△	
	5	△	△			△							△		△			
	6	△	△			△							△		△			
内部	1	△	△	△	△			△	△	△			△	△	△	△	△	
	2	△	△	△	△			△	△	△			△	△	△	△	△	
	3	△	△	△	△			△	△				△	△	△	△	△	
	4	△	△		△								△	△				
知的障害	A	△	△		△			△	△	△			△			△	△	
	B	△	△		△			△					△			△		
精神	1	△	△					△	△	△			△			△	△	
	2	△	△					△					△				△	
	3	△	△					△					△					
難病		△	△									△						

手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。

手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課障害福祉担当へ。

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
認定件数 (件)		367	241	395	377	284
審査会開催回数 (回)		18	13	21	19	14

(2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
ホームヘルプ	利用時間 (延)	77, 275	79, 519	82, 315	86, 034	89, 094
	事業費 (千円)	314, 476	319, 934	347, 704	382, 752	415, 865
短期入所	利用日数 (延)	1, 201	1, 466	1, 841	1, 804	2, 339
	事業費 (千円)	12, 579	12, 651	17, 864	16, 700	20, 650
重度訪問介護	利用時間 (延)	4, 448	4, 079	2, 899	3, 861	4, 706
	事業費 (千円)	11, 927	10, 294	7, 641	10, 052	12, 498
行動援護	利用時間 (延)	213	166	137	233	566
	事業費 (千円)	907	711	697	1, 151	3, 137
同行援護	利用時間 (延)	13, 699	16, 102	15, 902	15, 226	16, 983
	事業費 (千円)	46, 221	66, 775	71, 329	66, 640	73, 076
療養介護	利用人数 (延)	331	359	375	369	347
	事業費 (千円)	86, 824	92, 313	94, 813	93, 937	90, 840
生活介護	利用回数 (延)	91, 706	96, 157	102, 416	96, 517	96, 507
	事業費 (千円)	861, 300	936, 086	980, 668	1, 000, 749	1, 011, 670
施設入所支援	利用人数 (延)	2, 878	2, 870	2, 812	2, 719	2, 707
	事業費 (千円)	287, 131	300, 675	311, 030	318, 415	322, 880

(3)訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
自立訓練	利用回数(延)	10,580	11,539	11,589	11,004	12,037
	事業費(千円)	64,247	67,346	67,771	65,589	73,977
就労移行支援	利用回数(延)	10,006	17,844	20,001	14,509	12,956
	事業費(千円)	90,563	145,715	171,305	128,179	125,161
就労継続支援	利用回数(延)	69,730	96,396	101,283	90,768	102,633
	事業費(千円)	476,091	551,965	588,513	651,852	714,935
就労定着支援	利用人数(延)	—	—	—	213	490
	事業費(千円)	—	—	—	7,311	15,443
グループホーム	利用回数(延)	40,460	42,011	44,672	45,900	48,554
	事業費(千円)	167,160	180,617	195,466	214,844	242,557

※就労定着支援は、平成30年度に新設

(4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	—
-------	------------------------------	------	---

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(令和2年3月31日現在)

種別	利用数(人)	利用施設数
施設入所支援	225	56施設
グループホーム	138	58施設
合計	363	114施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4
-------	------------------------------	------	------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
地域移行支援	利用人数(延)	0	0	0	4	0
	事業費(千円)	0	0	0	184	0
地域定着支援	利用人数(延)	0	0	0	8	0
	事業費(千円)	0	0	0	28	0

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
計画相談支援	利用人数（延）		1,744	2,135	2,477	2,889	3,398
	事業費（千円）		31,909	37,112	42,763	50,464	55,573

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
児童発達支援	利用日数（延）		5,111	4,329	3,212	4,982	10,655
	事業費（千円）		57,754	44,360	36,321	59,763	74,450
放課後等 デイサービス	利用日数（延）		8,996	14,619	15,350	19,239	23,971
	事業費（千円）		79,659	123,470	134,624	171,064	222,032
保育所等訪問支援	利用日数（延）		19	22	19	18	19
	事業費（千円）		235	294	258	311	339

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
障害児相談支援	利用人数（延）		295	516	455	503	655
	事業費（千円）		5,070	8,681	7,821	8,739	11,649

(9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
補聴器	交付件数		34	43	36	46	59
	修理件数		15	14	17	11	8
	金額(千円)		2,167	2,740	2,649	2,786	3,335
義肢	交付件数		6	7	9	7	7
	修理件数		14	11	9	13	7
	金額(千円)		3,766	4,548	5,446	5,455	2,717
車椅子	交付件数		14	11	28	21	14
	修理件数		30	54	51	39	39
	金額(千円)		4,033	3,487	8,636	7,867	5,653
装具	交付件数		51	41	37	40	29
	修理件数		17	9	19	6	10
	金額(千円)		3,159	3,348	3,186	3,503	2,374
安全杖	交付件数		8	12	12	10	9
	修理件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		35	54	60	46	51
その他	交付件数		26	26	27	26	26
	修理件数		15	15	2	7	2
	金額(千円)		3,130	4,845	4,798	4,518	3,298
計	交付件数		140	140	149	150	144
	修理件数		91	103	98	76	66
	金額(千円)		16,290	19,022	24,775	24,175	17,428

(10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	負担割合	県 1/2, 市 1/2
-------	---	------	--------------

<目的・事業内容>

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
交付件数			2	2	7	5	2
金額(千円)			74	61	259	191	64

※平成26年10月から開始

(11)更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
じん臓	件数	5,908	6,813	6,748	7,396	7,847
	金額(千円)	309,240	292,580	274,338	287,444	311,762
心臓	件数	74	55	58	49	52
	金額(千円)	20,462	27,776	25,353	35,330	23,937
その他	件数	83	101	127	106	74
	金額(千円)	15,275	16,344	19,347	25,023	17,611
計	件数	6,065	6,969	6,933	7,551	7,973
	金額(千円)	344,977	336,700	319,038	347,797	353,311

(12)療養介護医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
療養介護医療	利用人数(延)	334	360	375	368	349
	金額(千円)	23,831	25,241	25,706	26,385	25,346

(13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
利用件数(延数)		12,191	13,705	19,763	20,351	17,223
事業費(千円)		22,809	23,590	23,590	23,590	23,590
事業所数		3	4	4	4	4

(14)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用時間	28,763	26,783	25,287	27,200	30,320
事業費(千円)	68,300	74,305	77,981	85,567	96,954

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用時間	194	196	188	155	145
事業費(千円)	252	255	244	202	189

(15)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延派遣回数	1	3	1	2	1
事業費(千円)	23	27	23	25	23

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延派遣回数	206	196	51	75	93
事業費(千円)	408	370	183	183	232

手話通訳者設置事業

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
配置時間	1,092	1,215	—	—	—
庁舎外での延対応回数	—	—	138	121	101
事業費（千円）	1,210	1,341	4,905	5,397	5,512

※平成29年4月から、手話通訳士等を常勤で2名配置。

(16) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	基礎的事業分（市 10/10）， 機能強化事業分（国 1/2，県 1/4，市 1/4）
-------	------------------------------	------	--

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績 I型>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用回数（延登録者数）	10,710	10,012	19,042	9,392	7,910
事業費（千円）	19,520	19,520	19,520	19,520	19,520
事業所数	2	2	2	2	2

<実績 II型>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用回数（延登録者数）	1,961	2,008	1,656	1,384	1,711
事業費（千円）	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
事業所数	1	1	1	1	1

<実績 III型>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用回数（延登録者数）	3,318	3,179	3,131	2,937	2,649
事業費（千円）	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800
事業所数	2	2	2	2	2

(17) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2，県 1/4，市 1/4
-------	------------------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

（単位：件）

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
特殊寝台	2	2	4	9	5
盲人用時計	6	5	5	8	3

視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	5	—	7	3
入浴補助用具	7	4	4	5	3
聴覚障害者用屋内信号装置	1	—	1	—	5
聴覚障害者用通信装置	2	—	1	1	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,736	2,803	2,769	2,910	2,983
その他	28	55	50	61	81
合 計	2,785	2,874	2,834	3,001	3,085
事業費 (千円)	29,025	31,829	29,933	32,042	33,308

(18) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用回数	4,541	4,513	4,220	2,867	3,343
事業費 (千円)	11,153	11,229	10,431	7,139	7,541

(19) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実 績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
延利用回数	48	42	36	36	36
事業費 (千円)	2,067	2,037	1,930	1,930	1,930

(20) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課障害福祉担当内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実 績>

(千円)

事業名 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
点訳奉仕員養成事業	143	143	149	150	150

朗読奉仕員養成事業	127	127	133	134	134
要約筆記奉仕員養成事業	—	—	269	10	—
手話奉仕員養成事業	508	508	594	601	601
点字・声の広報等発行事業	629	629	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	180	180	294	540	492
生活訓練事業	514	514	524	524	524
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
入院時生活支援事業	4	62	93	98	30

(21) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用件数 (延数)	87	166	237	234	226
事業費 (千円)	785	1,498	2,155	2,090	2,100

(22) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
相談延べ件数	29	22	22	23	20

(23) 福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------------	------	---------

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
交付人員	283	286	276	269	250
交付延枚数	6,220	7,640	7,402	7,534	6,662
利用延枚数	4,856	5,681	5,785	5,380	4,839
事業費 (千円)	3,098	3,625	3,691	3,433	3,154

(24)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業概要>

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成30年4月～令和3年3月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
市	有松 由里子	54-7212		全般
	大場 和正	58-7320		〃
	幸田 義勝	57-8002		〃
	長井 直子	52-8655		〃
	松尾 サダ子	56-1642		〃
	井上 久男	090-2853-4409		〃 ※R2.4~
	本木 正敏		43-3327	聴覚

<知的障害者相談員名簿> (任期 平成30年4月～令和3年3月)

区分	氏名	電話
市	古池 亮子	51-3711
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(25)外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
支給人員	1	0	0	0	0
支給額 (千円)	51	0	0	0	0

(26)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	負担割合	—
-------	------------------	------	---

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建

主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、 相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

<利用状況>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
開館日数(日)		293	291	295	292	291
利用者	障害者(人)	12,795	11,105	10,774	9,543	10,528
	その他(人)	33,669	32,731	34,342	30,851	37,065
	計(人)	46,464	43,836	45,116	40,394	47,593
障害者利用率(%)		27.5	25.3	23.9	23.6	22.1

※利用者数は、ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり等への参加者を含む

(27) 扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	負担割合	県 1/2, 市 1/2
-------	--------------------------	------	--------------

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度(障害者(児)を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度)の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
加入世帯数(延)		36	32	29	29	28
扶助世帯数(延)		12	8	0	0	0
扶助料(千円)		70	46	0	0	0

(28) 重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2, 市 1/2
-------	-----------------------	------	--------------

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・3歳以上の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
重度障害者	対象者	3,357	3,234	3,187	3,109	2,992
	件数	77,372	76,677	74,315	73,307	71,485

	金額(千円)	377,950	358,477	357,890	340,044	328,872
--	--------	---------	---------	---------	---------	---------

(29)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	国 3/4, 市 1/4
-------	--------------------	------	--------------

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

<実績>

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
支給人員	特別障害者手当	1,362	1,362	1,433	1,394	1,324
	障害児福祉手当	689	647	633	664	645
	福祉手当(経過措置分)	209	192	177	168	165
	計	2,260	2,201	2,243	2,226	2,134
支給額(千円)		49,070	48,726	50,236	49,704	48,157

※人員は延人員

(30)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	— (県が支給)
-------	--------------------	------	----------

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

(手当支給停止者を除く。令和2年3月31日現在)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
支給人員	179	180	176	199	202

(31)大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、課題ごとに常設部会やプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に係る地域の課題抽出とその解決、障害を理由とする差別を解消するための取組みを行っている。

3 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	負担割合	基本は県
-------	--	------	------

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実績>

①精神保健相談の状況

年度	精神保健相談								
	実人員	延人員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
H27	167	389	26	169	17	5	6	68	98
H28	168	425	48	151	28	8	44	73	69
H29	194	367	31	126	20	1	5	59	125
H30	158	356	75	51	15	3	5	90	117
R1	83	182	22	21	2	0	2	67	68

②精神保健訪問指導の状況

年度	精神保健訪問指導					
	実人員	延人員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
H27	86	207	9	72	5	121
H28	121	305	35	67	12	191
H29	106	267	35	63	14	155
H30	98	202	48	2	18	134
R1	22	64	7	15	2	40

③心の健康相談

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1
相談延人員	18 (1)	14 (1)	16 (1)	9 (1)	11 (0)

※ () 内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策強化事業実施要綱等	負担割合	県 2/3、1/2 (事業内容による)
-------	--------------------------------------	------	------------------------

<実績>

①地域自殺対策強化事業

ア. 研修・講座

自殺対策研修（職員対象）・自殺対策研修（専門職対象）・こころリラックス講座（一般市民対象 2回、子育て中の保護者対象 2回）を合計 6回実施。

【参加延人数】 190人

イ. 「こころリフレッシュ相談」

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 17人